

厚岸町教育大綱



令和2年2月策定
(令和2年4月施行)

厚 岸 町

厚岸町教育大綱

■ 策定経過

- ・ 実施期間 平成27年度～平成29年度 平成27年 8月策定
- ・ 実施期間 平成30年度～平成31年度 平成29年11月策定
- ・ 実施期間 令和2年度～令和6年度 令和2年 2月策定

I 厚岸町教育大綱の位置付け

厚岸町教育大綱（以下「大綱」）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、本町の教育行政を推進するための指針となるものであり、まちづくりや教育の振興に関する基本的な方針及び講ずべき施策を示した「第6期厚岸町総合計画」（令和2年2月策定）をもとに定めるものです。

この大綱は、町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議・調整した上で策定するものです。

II 大綱の実施期間

大綱の実施期間は、令和2年度～令和6年度までの5年間としますが、今後の社会情勢等の動向等を踏まえ、適宜改定するものとします。

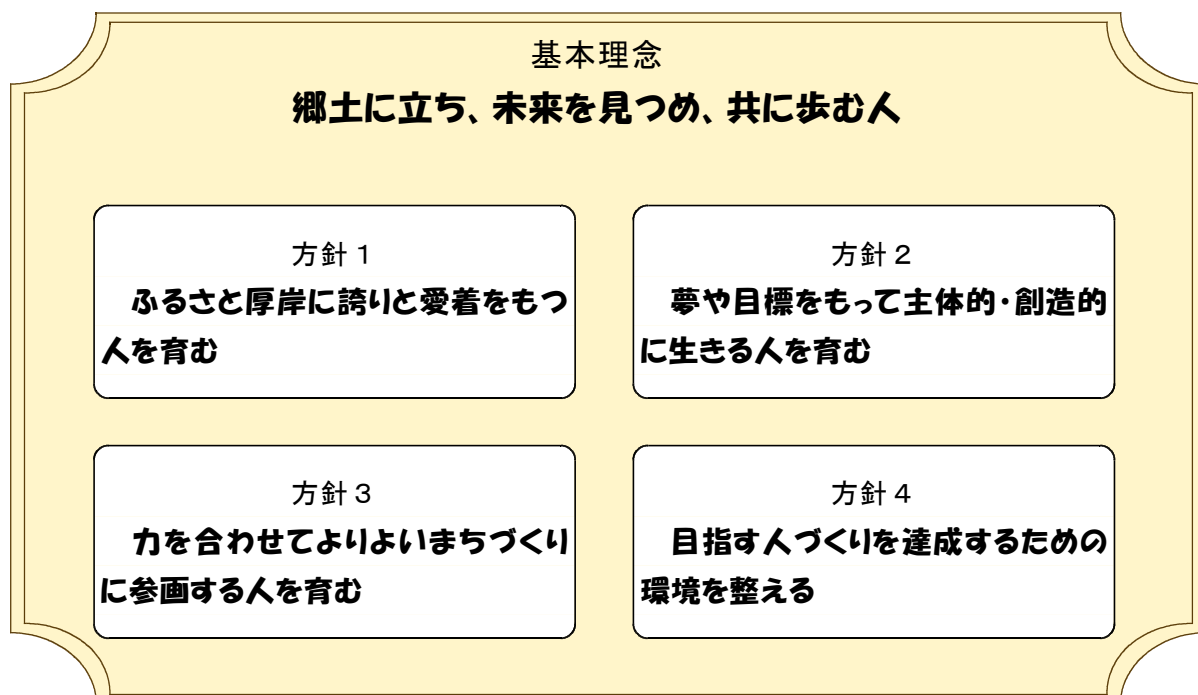
III 大綱の基本理念および方針

人口減少や少子高齢化、グローバル化の進行に加え、人工知能（AI）や、第5世代移動通信システム（5G）を含めた情報通信技術（ICT）の急速な普及により、社会全体が加速度的に変化する時代を迎えた今、状況を的確に捉え、主体的に考え・判断し、共生・協働の精神で社会に貢献しようとする人材の育成が強く求められています。

また、世界共通の目標である持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の推進は、国際的及び国内的に重要であるとともに、厚岸町においても持続可能なまちを実現する上で重要な視点となります。

そうした中、厚岸町は、令和2年度以降10年間のまちづくりの指針となる第6期厚岸町総合計画（以下「総合計画」）を策定しました。

本大綱は、総合計画に掲げる「未来を切り拓く力を育み、豊かな人間性にあふれるまち」の実現に向けて次の基本理念及び方針の下で厚岸町の教育を推進しようとするものです。



方針1 ふるさと厚岸に誇りと愛着をもつ人を育む

厚岸のよさを実感し、生涯にわたってふるさと厚岸に誇りと愛着をもち続ける人を育むために、以下の施策を推進します。

- 厚岸の豊かな自然や文化、産業などへの関心を高め、理解を深める取組
- 自分と地域とのかかわりについて考え、地域への思いを膨らませるふるさと教育
- 学びや体験を通じて実感した厚岸の魅力を誇りに思い、自信をもって発信する取組
- 地域が一体となって子どもを育むコミュニティ・スクール

方針2 夢や目標をもって主体的・創造的に生きる人を育む

めまぐるしく変化する社会にあっても、自分らしい夢や目標をもってたくましく、しなやかに生きる人を育むために、以下の施策を推進します。

- 義務教育以降の学びの基礎を培う家庭教育及び幼児教育への支援と連携
- これからの時代に求められる「社会で生きる力」の育成
- あらゆる活動の源となる健康な体の育成
- 自分と社会や職業とのつながりについて考えるキャリア教育
- 社会的、職業的に自立するために必要な力を培う特別支援教育

方針3 力を合わせてよりよいまちづくりに参画する人を育む

互いの多様性を活かしながら力を合わせてよりよいまちづくりに参画する人を育むために、以下の施策を推進します。

- 思いやりの心、寛容の心、チャレンジ精神など、豊かな人間性の育成
- 心と体に潤いと活力を与える文化・スポーツの振興
- 学びや体験を通して人と人との絆が広がる事業
- 町民の個性と教養が伸び、その成果を活かせる事業

方針4 目指す人づくりを達成するための環境を整える

方針1から方針3に掲げた推進事項を達成するために、以下の施策を推進します。

- 厚岸の豊かな自然、文化、歴史などの貴重な財産を保全、活用する事業
- グローバル化、情報化、防災、健康安全など、これからの教育に必要な環境整備
- 学術・文化・スポーツの振興を図るための環境整備
- 多様な学びと豊かな体験を提供する施設・設備の充実及び関係機関との連携